

静岡県婦人保護施設清流荘指定管理業務に関する評価委員会並びに県評価結果

令和6年11月

静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課

1 指定管理者名

社会福祉法人葵寮

2 指定期間

平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）

3 指定管理業務評価の流れ

- (1) 令和5年度の指定管理業務について、指定管理者が指定された業務をどの程度実施したかを明確にするため、指定管理者による自己評価を行った。
- (2) 県では、事業報告書、自己評価表、その他必要と認める書類の確認と指定管理者へのヒアリングを行い、県としての評価を行った。
- (3) 自己評価と県評価の内容を、客観的に評価し、評価や改善点などを指摘し、今後の指定管理業務の向上につなげるため、静岡県婦人保護施設清流荘指定管理者評価委員会設置要綱に定められた評価委員会を開催し、指定管理者及び県へのヒアリング等をもとに総合評価を行った。（開催日 令和6年11月19日）

4 評価結果

- (1) 令和5年度業務に関する評価委員会による評価

ア 総合評価（5段階評価）

令和5年度の実績は、「概ね評価できる」と判断し、「4」とした。

1	2	3	4	5
全く評価 できない	概ね評価 できない	可も不可も 無い	概ね評価 できる	大変評価 できる

イ 評価する点

- ・個別支援計画を立てるなど、法の趣旨を踏まえ、個別支援を丁寧に行っている。
- ・令和5年度中に新型コロナウイルス感染症の感染者が出ておらず、衛生管理が徹底されている。
- ・ステップルームを活用した自炊支援について、栄養面も含めた丁寧な支援が行われている。
- ・予算執行率がほぼ100%であり、予算の有効活用ができています。
- ・隣接施設と調理業務を共同発注することによりスケールメリットを得ており、経費削減が図られている。

- ・入所者や実施機関からアンケートにより意見を募り、できることについては真摯に対応している。

ウ 改善すべき点

- ・生活保護等の他の福祉サービスと比較すると多面的な支援を行うことが可能であるという点を周知し、困難な問題を抱える女性や DV 被害者等ニーズのある方の円滑な入所に向けた工夫や働きかけをより推進する必要がある。
- ・利用へのハードルが低い民間団体にも様々な相談が寄せられていることから、民間団体との連携をより一層促進すべきである。
- ・入所者数が少ないことは、施設の有効活用の点から課題である。
- ・入所者の安全の確保を図りつつも、施設の認知度を増やしていくことが必要である。

(2) 令和5年度業務に関する県評価の概要

ア 施設の利用、運営に関する業務

(7) 職員配置

- ・仕様書や国の基準に基づき、適正な職員配置がされている。

(4) 利用者のニーズの把握

- ・同伴児を含む利用者の意見について、アンケートに加え、面接等を行うことにより丁寧に聴取している。
- ・食堂に要望箱を設置し、常時ニーズを把握できる環境を構築している点、日々の会話の中からも利用者の変化に気を配りニーズを把握している。

(7) 事業報告等の適正処理

- ・基本協定書の規定に基づく報告が定められた期限内に提出されている。

(エ) 県の承認事項

- ・基本協定上、県の承認が必要とされている事項については、事前に県の承認を得て、承認どおりに実施されている。

(カ) 法令遵守及び個人情報の保護

- ・法人が独自に定めた規則に基づき、適正管理されている。
- ・ケース記録等個人情報が記載されたものは全て事務室の施錠できる書庫で保管している。

(カ) 財務状況

- ・予算の計画的な執行が行われている。
- ・業務委託を法人管理の他施設と合わせて委託することにより、スケールメリットを得るなど、経費節減努力をしている。

イ 入所者の処遇に関する業務

(7) 利用者の安全確保

- ・夜間当直員の配置、機械警備、施錠の徹底、近隣交番との連携など、利用者の安全確

保に努めている。

(4) 利用者の健康管理

- ・利用者の疾患の早期発見・早期回復のため、月2回の嘱託医来荘のうち1回は受診するよう入所者に指導している。
- ・朝礼時に健康チェックやラジオ体操を行い、手洗い、うがいの励行など健康管理と感染症対策に努めている。
- ・給食については、利用者や同伴児のアレルギー等に個別対応し、安心安全な食の提供に努めている。
- ・病院受診への同行により医師の所見を利用者と共に確認し、自立支援に活用している。施設におけるこまめな服薬の呼びかけ、残薬の管理等により、疾患の回復から退所後の自己管理までを切れ目無く繋げている。
- ・心理的ケアが必要と判断された利用者については、スポットで面接を実施する等のケアがされている。

ウ 施設の維持管理に関する業務

(7) 施設の補修・修繕状況

- ・補修箇所が発生次第、適宜対応している。
- ・基本協定の範囲内で修繕計画を作成し、これに基づいて修繕が行われている。

(4) 県有財産の管理状況

- ・貸付物品を自主点検する等適正に管理されている。

(7) 日常及び定期的な点検状況

- ・外部委託による建物設備の定期点検を計画的に実施している。
- ・職員による日常点検も行い、不具合等について早期発見に努めている。

(エ) 清掃等の保守管理業務の状況

- ・外部委託による定期清掃、ごみ処理のほか、入所者による居室内、共有スペースの清掃が毎日行われている。
- ・月に1度「清掃活動」として、利用者とともに施設の外周も清掃している。